

がん等の疾病やその治療、外傷により外見の変化があった方へ
ウィッグ・胸部補整具等の購入費用等を助成します。

令和8年4月より
事業内容を
拡充しました

がん患者や脱毛症等の方へ



アピアランスケア費用 助成事業のご案内



助成対象者

申請日の時点で、つぎの項目すべてに該当する方

☞ 令和8年4月より、下線部に該当する方が新たに助成対象となりました。

- 1 練馬区に住所を有する方
- 2 以下を原因とする脱毛や乳房切除などにより、対象品目を必要とする方
 - ・がん治療によるもの
 - ・脱毛症によるもの（加齢によるもの、男性型・女性型によるものは除く）
 - ・その他疾病、外傷によるもの（手術により頭髪を剃る場合は除く）
- 3 他の法令等に基づく同種の助成、給付などの対象とならない方

助成内容

購入またはレンタル費用を助成します（付属品やケア用品を除く）

☞ 令和8年4月より、下線部の内容について拡充を行いました。

対象品目

- ・ウィッグ（装着時のネットやインナーキャップ、クリップ含む）
- ・胸部補整具（補整下着、補整用パッド、人工乳房、入浴用肌着）
- ・帽子（毛付き帽子含む） ・ エピテーゼ（義眼等の補整用人工物）
- ・ 頭皮冷却用キャップ、冷却用グローブ・ソックス ・ 弾性着衣

申請期限

購入（レンタル）日の翌日から1年以内

個

数

制限なし ※2

助成金額

一人あたり上限10万円（税込み）※1

助成回数

2回まで ※1

※1 1回目の申請で助成額が10万円に達した場合、2回目の申請はできません。
また、令和8年3月以前に既に10万円の助成を受けた方、または2回の助成を受けた方は申請できません。
（東京都の他の区市町村で同様の助成を受け、上記金額もしくは回数の上限に達している場合も同様です。）

※2 個数の制限はありませんが、助成回数および助成金額には上限がありますので、ご注意ください。

お問合せ
お申込み

練馬区健康部健康推進課健康づくり係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1（東庁舎6階）

☎ 03-5984-4624

KENKOUSUISIN04@city.nerima.tokyo.jp



助成金交付までの流れ

STEP

1

購入・支払い

対象品を購入し、代金の支払いを済ませます。
必ず **領収書** を受け取ってください。

STEP

2

申請手続き

必要書類



申請書兼請求書 ※電子申請の場合は不要です。



治療状況がわかる書類の写し ※**具体的な必要書類は右ページ参照**



領収書等の写し ※**右ページの見本参照**



本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）

※対象者（患者）以外の方が申請される場合、委任状が必要となるほか、領収書の宛名、本人確認書類、振込先口座は、すべて代理申請者様ご本人の名義である必要があります。
なお、対象者（患者）が18歳未満である場合は保護者が申請者となり、委任状は不要です。
※書類の原本をお送りいただいた場合でも、返却はいたしかねますのでご注意ください。

申請方法

▶ 郵送

必要書類を下記に郵送してください。

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区健康部健康推進課健康づくり係

▶ 電子申請

申請にあたっては、以下がすべて必要になります。

- ・スマートフォン（マイナンバーカードの読み取りが可能な機種）
- ・マイナンバーカード、および署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
- ・「xID（クロスアイディ）」アプリのインストール、およびxIDアカウント作成

必要書類一式をご準備のうえ、専用フォームより申請してください。

※申請前に、ホームページに掲載している操作手順全体を必ず確認してください。

※令和8年4月より、本人確認の厳格化のため、申請方法を変更いたしました。



▲申請はこちらから

※健康推進課健康づくり係の窓口でも、申請を受け付けております。

窓口にお越しいただく場合は、必ず事前にお電話にてご予約をお願いします。

交付決定通知と振込み ※申請受理から振込みまで1～2か月程度を要します。

- ・申請内容を審査し、交付決定通知書を送付します。
- ・指定された金融機関口座に助成金を振り込みます。

練馬区

治療状況が分かる書類の例

購入（レンタル）品目に応じて、下記の内容が確認できる書類の写しをご用意ください。

▶ウィッグ、帽子（がん治療による場合）

脱毛の副作用がある抗がん剤の名称、もしくは頭部への放射線治療を行った旨の記載
（例：診療明細書、お薬手帳、治療方針計画書、同意書）

※具体的な抗がん剤の名称が記載されている必要があります。

「化学療法」の記載しかない場合や、吐き気止めなどの薬の名称の記載しかない場合は、証明書類として認められません。ご不明な場合は、事前にお問い合わせください。

▶ウィッグ、帽子（脱毛症等による場合）

脱毛の原因となった疾病や外傷の記載（例：診断書、治療方針計画書、医師意見書）

※加齢によるもの、男性型・女性型によるものは、助成の対象外となります。

▶胸部補整具（補整下着、補整用パッド、人工乳房、入浴用肌着）

手術により乳房を切除した旨の記載（例：診療明細書、治療方針計画書）

▶エピテーゼ

エピテーゼを使用する部位の欠損の原因となった外傷などの記載（例：診断書）

▶頭皮冷却用キャップ、冷却用グローブ・ソックス

脱毛あるいは手足のしびれなどの副作用がある抗がん剤の名称（例：診療明細書、お薬手帳）

▶弾性着衣

リンパ浮腫の原因となる治療などを行った旨の記載（例：診療明細書、治療方針計画書）

※上記の内容が確認できる書類がない場合、「医師の意見書」（練馬区ホームページよりダウンロード可）をご提出ください。なお、発行にかかる費用は助成対象外となります。

領収書 見本

領 収 書

①
令和 8 年 4 月 1 日

②
練馬 花子 様

③
¥ 7 5 , 0 0 0 -

④
但し、ウィッグ購入代金として
上記正に領収いたしました。

⑤
収入
印紙 **割
印**

⑥
〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都 ■ ■ 区 ▲ ▲ 1 丁目 2 番 3 号
株式会社 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
電話番号：●●●●-●●●●

下記の必要事項すべての記載が必要です。

①購入（レンタル）日

申請期限は購入（レンタル）の翌日から 1 年以内です。

②宛名（申請者のフルネーム）

「上様」や名字のみの場合は無効です。

申請者以外の氏名が記載されている場合も無効です。

③購入（レンタル）金額

④但し書き（品目名）

購入（レンタル）した商品が、助成対象品目である
ことがわかる記載が必要です。

領収書だけでは内訳が不明な場合は、内訳のわかる
明細書や納品書などを別途添付してください。

⑤収入印紙 ※ 5 万円以上の場合のみ

クレジットカード払いの場合、収入印紙は不要ですが、
「クレジットカード払い」である旨の記載が必要です。

⑥領収書発行者の名称など



Q & A



質問

回答

▼ウィッグは「医療用」に限られますか。	がん治療や疾病等に伴う脱毛により必要となったウィッグであれば、医療用のものに限らず申請できます。胸部補整具等、他の対象品目に関しても同様です。
▼部分ウィッグ（ヘアピース）は助成対象となりますか。	助成対象となります。
▼5年前に乳房切除手術をしました。今回新たに補整下着を購入する場合は申請できますか。	手術や治療を行った日にかかわらず、購入（レンタル）日の翌日から1年以内であれば申請できます。
▼本人確認書類について、マイナンバーカードも運転免許証も持っていないのですが。	運転経歴証明書やパスポートでも有効です。顔写真がない証明書類しか持っていない場合は、2点必要になります。詳しくはお問い合わせください。
▼がん治療を開始していますが、まだ脱毛は始まっていません。現時点で申請できますか。	脱毛が始まる前であっても、脱毛の副作用がある抗がん剤の投与や放射線治療を開始していれば、申請できます。
▼振込先の口座は、任意のものを指定してよいですか。	申請者の口座である必要があります。
▼代理で申請することは可能ですか。	可能です。ただし、委任状が必要となるほか、領収書の宛名、本人確認書類、振込先口座が、代理申請者様ご本人の名義である必要があります。ご不明な場合は事前にお問合せください。 なお、対象者（患者）が18歳未満である場合は保護者が申請者となり、委任状は不要です。
▼他の制度で助成などを受けている場合でも申請できますか。	申請できません。 例えば弾性着衣であれば、保険適用となる場合は申請できません。またエビテーゼであれば、治療用装具療養費や補装具費支給制度の対象となる場合は申請できません。
▼購入費用には、消費税や送料、振込手数料は含まれますか。	購入（レンタル）費用には消費税を含みます。送料や振込手数料は含まれません。
▼以前に12万円のウィッグを購入し、10万円の助成を受けましたが、申請できますか。	一人あたりの助成上限額（10万円）に達しているため、申請できません。がんの再発等の場合でも同様です。
▼本制度が拡充される前（令和8年3月以前）に、1回の申請で補整下着2枚、計2万円分の助成を受けました。当時は個数上限（2個）に達していましたが、新たに申請できますか。	あと1回限り、8万円を上限に申請ができます。
▼本制度が拡充される前（令和8年3月以前）に、2回の申請で、補整下着を1枚ずつ、計2万円分の助成を受けました。新たに申請できますか。	助成回数上限（2回）に達しているため、申請できません。
▼脱毛症であり、本制度が拡充される前（令和8年3月以前）にウィッグを購入しましたが、申請できますか。	購入（レンタル）日の翌日から1年以内であれば申請できます。例えば令和7年9月1日に購入（レンタル）した場合、令和8年9月1日までであれば申請できます。